

日本語教育機関の類型「生活」について

1. 「公的な性質を持つ地域の日本語教室」の整理(私案)

		実施形態	
		事業実施型(直接・委託)	施設提供型
日本語教室の目的	日本語学習		
	コミュニティづくり		

- ・地域の日本語教室は日本語教育実践のあり方の一つ(組織によっては多文化共生のまちづくりの実践のあり方の一つ)であり、実施主体は様々である。
- ・「日本語学習」と「コミュニティづくり」は切り離せない場合がある。地域の実情や外国人住民の実態に即して多様な目的が設定されており、様々な形で地域社会での受け皿となっている。
- ・「II」と「I」は、ボランティア等による自主的運営のものが相当する。
- ・「I」は、日本語教育の観点だけで認証や審査をすることが難しい。
- ・「I」を類型化の対象とすることは可能ではないか。今後、国が「I」に相当する日本語教育プログラム実施ガイドライン等を定め、各実施主体にそれを設計・実施できる体制が整っているかどうかを、国の補助事業等を通して点検するという整理であれば、比較的地域からの理解も得られるのではないか。(その際、機関認証よりも、プログラム実施に関する質保証の性格が強くなる。)

2. 質保証のための項目

- (1)組織体制...国の示すガイドライン等に基づき、地域の実情に応じた日本語教育プログラムの設計・実施・点検・改善を継続的に行える体制があるか。
- (2)運営委員会の設置等...外部関係者や外国人住民等を構成員とする運営委員会の設置、あるいは意見聴取するような機会が設けられているか。

- (3)指導者要件・人材育成...適切な能力を有している人材が配置されているか、人材育成の計画があるか。
- (4)情報の収集・分析...地域の状況や日本語教育に関するデータや資料を適切に収集し、それを利用できるようになっているか。
- (5)学習環境・生活支援体制...日本語を学びたい外国人住民の学習環境を整えるとともに、必要に応じて生活支援に繋ぐことができるようになっているか。
- (6)多文化共生推進プラン等との整合性...地方公共団体の策定する多文化共生推進プランや組織全体の目的・計画に対する活動状況や進捗・達成状況を把握し、多文化共生推進にどのように寄与しているか検証できる体制となっているか。
- (7)情報公開...日本語教育プログラムに関する情報を定期的に公表しているか。

3. 地域国際化協会において「公認日本語教師」に期待する役割

- ・学習者に対する日本語指導
- ・日本語教育プログラムの設計・実施・点検・改善
- ・日本語指導者及び関係者に対する指導助言
- ・広く一般に対する日本語教育の普及啓発活動

4. 類型「生活」により期待される効果と課題

- ・外国人材受入・多文化共生施策を推進する上で重要なインフラと言える日本語教育プログラムを、公的なものとして明確に位置付けることができる。
- ・日本語教育プログラムの地域差の解消に繋がる。
- ・日本語教育プログラムを実施するために、公認日本語教師を地域国際化協会が単独で措置することは現状では困難。

5. 類型化及び類型化の活用に関する留意点

- ・多種多様な地域日本語教育のあり方を認めつつ、国や地方公共団体がその責務として提供する日本語教育プログラムとはどのようなものを示し、それを実施するための体制（機関認証またはプログラムの質保証）と専門人材（公認日本語教師）の確保という順で検討しないと、かえって地域日本語教育に混乱が生じたり、推進を阻害したりすることにもなりかねない。
- ・これまでコミュニティづくりや多文化共生のまちづくりに重点を置いて活動してきた地域日本語教室も含めて、日本語教育の観点から質保証の基準を設けることが適当か、検討を重ね、慎重に判断することが必要。